

議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和8年7月16日（木） 午前10時17分～午前10時57分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 橋本 友樹、 5 番 野々山 啓、 6 番 今原 ゆかり、 7 番 福岡 里香、
8 番 岡田 公作、 9 番 長谷川 広昌、 10 番 北川 広人、 11 番 鈴木 勝彦、
12 番 柴口 征寛、 13 番 倉田 利奈、 14 番 黒川 美克
オブザーバー

議長（3 番）神谷 直子、 副議長（2 番）荒川 義孝

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

1 協議案件の検討について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会を成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名ですが、本件については、副委員長の長谷川広昌委員を指名をいたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

《議 題》

1 協議案件の検討について

委員長 この件につきましては、4月開催の本委員会において市政クラブさん及び凛々会さんより御提案をいただき、そのうち市政クラブさん提案の代表質問の導入についてが、次年度へ申し送る協議案件として決定をしております。

それでは、本日は、市政クラブさん御提案の代表質問の導入についてにつきまして、改めて市政クラブさんより提案説明をいただいた後、各委員のお考え、御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、市政クラブさん、お願いいたします。

説(11) それでは、市政クラブを代表して、代表質問の導入について提案理由と考え方などということで書かせていただきました、これに沿って話を進めていきたいと思います。

代表質問とは、原則、新年度当初予算を審議する議会における市長の施政方針に対して、規定数以上の会派から代表として質問を行うものであり、市政の運営方針や主要課題など、政策レベルでの問題点や将来に対する方針などについて所信を質すことである。代表質問は、会派として自治体全体の大きな方針を問う場、一般質問は、各議員が具体的な課題や地域の問題を問う場といった形で、議論、質疑レベルと役割を切り分けることで、全体方針と個別の課題の両方について効率よく質問を行うことが可能となる。また、高浜市議会基本条例第9条第1項、議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を構成することができる。

第2項、会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で合意形成に努めるものとするなどから、会派を結成する意義を具現化するためにも導入を検討したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、この件について、御意見、御質問のある方いらっしゃいますか。

問（13） 質問です。よく分からないところがあるので。

まず、その2段落目のところですね。9条の第1項、それから9条2項、これがいわゆる9条1項、9条2項は、会派を結成するということが書かれているんですね。会派というものがどういうものかというところが書かれてるんですけど、それを具現化するのが代表質問だっていう、そのちょっと私なぜそれが具現化するのが代表質問なのかというのが、そこがちょっと意味が分からないので教えてください。

答（11） 前文に掲げておりますように、第9条1項、議員は議会活動を行うためにということで、これは個々に質問ができるというような感じ、ただ、第2項は、会派は政策立案決定、提言ということのを会派の合意形成を持って質問ができるということで、ここが代表質問の一つの具現化する大きな会派を組んでいる意味として、うちらですと今6人おりますので、6人が会派を組んでおりますが、同じ内容で同じ政策で市長の方針に対して一括で代表して質問することによって、6人が個別に質問するのではなくって、会派の代表者がこの6人を代表して施政方針に対する質問をするという形が代表質問になりますので、これが質問することによって、我々が政策提言した政策に対して具現化する一つの方法ではないかと考えております。

問（13） ちょっと私ごめんなさい、意味分かんないです。

1項は、いわゆる会派結成できますよ、できる規定ですよ、会派ができる規定ですよ。

2項は、合意形成に努めますよ、会派ができているからそのために合意形成に努めますよということを行っているだけのことなので、これを具現化するっていうのは、私はこれはちょっと違うと思ってます。というか、もう今の質問でも分かりません。意味が分かりません、それを具現化するという。

ただ単に、会派として自治体全体の大きな方針を問う場、問いたいというなら分かるんですけど、ちょっとこれがよくまだいまだに分かりません、理解できません。それ以上何か御説明いただけるなら説明いただければいいんですけど。

これっていうのはよくほかの議会でもやってるんですけど、いわゆる代表質問やった人は一般質問やらないっていうところがほとんどだと思うんですけど、そのあたりはどのように考えてい

るんですか。

答（11） 当然のことながら私どものクラブは6人おりますので、クラブの代表が質問したその内容について、二重に一般質問を行うということはいたしません。

これがはっきりすることによって、代表者の質問になるわけですが、これがクラブの一人一人が同じ質問をすることはないということになります。

委員長 すいません、委員長から申し上げますけども。

中身の話を言っとるわけじゃないもんですから。代表質問の導入というものについて、この議会改革で議論をしていくということに対してよろしいですかということを皆さんに…

不規則発言あり

委員長 いやこの会では決まってないですよ。申し送りはしましたけど、昨年度から。だからどういうふうにやっていくんだとか、そういう細かいことを今質問されても、それはここで議論をしていってもらう話ですから。今日の段階では、そこのレベルの話はなしで進めていきたいと思っていますけども。

意（13） 今の発言でいうと、申し送りはされました、申し送りをして、ここでやるかどうかを今から決めるっていう理解でいいんですか。この代表質問の導入をこの議会改革で議論していくかどうかを今からそれを決めるという理解ですね。

委員長 それを私は伺ってるんですけども。

意（6） 代表質問制度につきましては、やはり多様性を損なうことがあってはならないというふうに思っておりますので、テーマとして取り上げるのは慎重な検討が必要だと思っております。以上です。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 それでは、ほかに意見もないようですので、代表質問の導入については今年度の協議案件として、決定するということには皆さん、よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

不規則発言あり

委員長 それは導入に関しては慎重にするって話ですよ。ここのテーマにするっていう、テーマにするか…

「…慎重にするとやったんですけど。」と発声するものあり。

「そうだよ、テーマにするかどうか慎重にしたいって言ったんだよ。」と発声するものあり。

委員長 実際、他市も様々なやり方でやってるところも、いろいろなやり方があるものですから、事務局のほうでそれを一回取りまとめてもらって、ある程度目に見える形で皆さんにお示ししたほうが協議をするということに当たってもやりやすいかなという気がするんですけども。そちらのほうを先に進めて、皆さんにお示しするということにさせてもらってよろしいですか。

意見なし

委員長 市政クラブさん、よろしいですかね。

意見なし

委員長 採決採りますか。

テーマにするということに対しては。

意（11） 公明党さんも慎重にという御意見もありますので、ここでもし時間的な余裕があるのであれば、もう少しこれを議題とした議会改革を推し進めてほしいなと思いますので。

まだこれ2回目ですか、代表質問に関しての議論をしているのが。だから今委員長が言われたように、他市の現状であるとか、どういう取組で行われているのか、現状を少し把握させていただいて決定してもいいのかなと思いますけど。この時間的な余裕がないということでは困ります

ので、もう一度少し練り直す、考え直す、考えを統一する、そんな場面にさせていただければありがたいかなと思っています。

意（13） それでいいんですけど、私やっぱりちょっと市政クラブさんのこの提案理由、考え方がよく分からないところがあるので、ここをちょっとやっぱり明確にさせていただきたいなと思います。

まず、最初の、会派から代表して質問を行うものであり、ここはいいですね、会派から代表して質問を行う。その次の、市政の運営方針や主要課題など、政策レベルでの問題点や将来に対する方針などについて所信を質することができる。これは別に今までの一般質問でもできるものだから、それが代表質問をすることによってどう違うのかっていうのが私よく分からないので、そこをまた詳しく教えていただきたいのと、さっきから言っている9条の1項、それから9条の2項についてもこれを具現化するっていうのがよく分かりませんので、9条1項、9条2項はそれぞれで、私は先ほど言ったとおりの理解でいいと思っているので、それをなぜ具現化するのかというところも具現化がよく分かりませんので、ぜひそこを次回までに明確にさせていただきたいと思います。以上です。

委員長 ほかに、御意見ございますか。

「答えなくていい。」と発声するものあり。

委員長 大丈夫。

「理解しなきゃ何とも言えない。次回までに…」と発声するものあり。

委員長 14番、黒川委員。

意（14） 今いろいろ意見出ているわけですがけれども、先ほどから話がありますように、実際に議会改革でこの代表質問のことを取り上げていただきたいとその段階で言ってきますと、例えば、代表質問やなんかにしてみたって、会派人数によって当然質問時間だとかそういったものやなんか全部同じじゃあ不公平なわけですね。先ほど委員長言われたみたいに、他市の例を一回調べていただいて、いわゆる質問時間だとかそういったものやなんかをどういうふうになっているかというのを具体的な例を出していただいて、それで審議をしていただいたほうがいいと思います

けれども、いかがでしょうか。

委員長 それでは、今、御提案も含めて御意見がいろいろあったんですけれども、実はずいぶん前に議会改革で代表質問の導入については話を出したことがあります。そのときというよりも、なぜ他市もやれてないところがあるのかっていう大きな理由がありまして、特に3月定例会の施政方針演説なんかだと、予算に関わるが多すぎて予算委員会で聞けばいいじゃないかという議論になってしまうんですね。

だから、すごく大事なところが市長の口から直接聞けないというのはいかがなものだろうかというのが、議員側の議会側の考え方。それから、市長もすごく自分の大事な施政方針、乗っけの部分ぜひ質問して聞いてもらいたいというようなところがうまく連動できないということもあって。で、一般質問でやると、それは抽選であったりなんなりで、要は質問の取り合いになってしまって、その順番がずれることによってよく分からん状態。その施政方針に対する質問なのかどうなのかっていうのがよく分からん状態になってしまうというのが結構あったり、議論の中でそういうことが出てきたことがありました。

ただ、その辺を払拭する部分というのは、例えば会議規則的にいうと、事前審査になってはいけなとか、いろいろとそういうルール上の問題もあるもんですから、そう簡単なお話ではないんですよ、代表質問というのは。

それから、会派も例えば2人以上の会派であればオーケーなのか、あるいは公党である会派も含めるという形にするのか、あるいは1人会派の方々は、例えば4人なら4人、その代表質問のときだけ会派を組んで質問時間をもらうとか、いろんなルールが考えられるわけですよ。だからそれは私が今言ってるのは細かい話で、導入するんであればどうやってやるのっていう話ですよ。

だから今大事なものは、ここで今日のこの回で大事なものは、何のために代表質問やるんだっていうことを皆さんが共有していただかないと、そういう協議に入っていく意味がないもんですから。ですからその場として今日1日、ここで1日というか今日の会を設けて協議案件に挙げさせていただいたということなんです。

そういうすごく大事な議会としての権利みたいなものを一つつくるっていうことがどうですかというのが、多分市政クラブさんからの提案だと思うんですよ、代表質問という形での。会派が人数が多いから、うちのためにつくるっていう単純なお話ではないということ、今のこの部分で読み取っていただけたらいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

どちらにしても…

13 番、倉田委員。

問（13） ちょっと質問なんですけど、これ市政クラブさんのやつ見ると、代表質問を会派として自治体全体の大きな方針を問う場、これはいいと思うんですよね。で、一般質問は各議員が具体的な課題や地域の問題を問う場と言ってるんだけど、これ具体的な課題、それはやってもいいんだけど地域の問題を問う場、ちょっとこれもよく分からないんですよね。

なんか代表質問やるってということで、もうちょっと分かりやすい提案をしていただけると私としてはありがたいですし、それを持った上で私は検討したいと思います。ちょっとよく分からないです、これだと。お願いいたします。

答（11） 会派を組んで市長に対する方針を議会を代表して、クラブを代表して質問するということは、それだけ重んじてもらわなければいけないと私は思っております。

その中でいろいろ質問することによって、具体的に実現したい、本当にこれから進めていく重要な、特に新人の市長さんであるとか新しい取組になるときにはどうしても思いが伝わってこないところがあるので、そこをクラブとして6人の代表として、今ですよ、聞くということは市長に対しても、市長の思いを述べていただくということが代表質問の一番重要なところかなと思っております。

先ほど委員長が言ったみたいに、予算編成がありますので事前審査になってはいけない、こういうことも配慮しながらこれを代表して質問することは重要なポイントになるのではないかなとそんなふうに思って、この導入はぜひお願いしたいかなと思っております。

不規則発言あり

意（11） 理解してもらえない方にはもう話しても…

「おかしいでしょ。なんで市長の思いが伝わらないからやるの。それは市長の問題じゃん、それは。」と発声するものあり。

委員長 それでは、導入の目的を明らかにするということも含めて、他市の例を皆さんに参考としてお出しをするという形を取らせていただいて、基本的にやるやらんという話をするのではな

くって、導入するに当たってどういうやり方だったらやっていけるんだろうかという議論をしていただきたいと思うんですよ。でなければテーマとして挙げる意味は全くないものですから。

ぜひ、そのような形で進めていくということに御了承をいただきたいと思いますけども、よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、協議の進め方に関しましては、皆さん方から御意見いただくような形を取りますが、とりあえず他市の事例を参考にするというところで、こういうことをやるのが代表質問なんだということがまず分かっていた方がいいものですから、そちらのほうを優先的に先に進めさせていただきます。まとめ次第、皆さんにはタブレットで配付させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

意（13） 今この決を採る前に委員長最初に言ったのは、やっぱりこの目的を明確にするっておっしゃったので、やはりそこがすごく私は大事だと思いますので、まずそこを明確にした上でどういうふうにやっていくのかというところを御提案していただきたいと思います。

目的がまず大事だと思います。目的がちょっと私これだとよく市政クラブさんのだとよく分かりませんので。賛成する部分もありますけど、よく分からないところが多いので目的をはっきりしていただきたいと思います。

意（11） 導入に向かって、この議会改革で取り上げるかどうかの賛否を採ることは必要だと思っておりますので、進めていただければと思います。

委員長 それでは、協議案件として、代表質問の導入についてを取り上げるということに対しまして反対の方が見えますようでしたら、採決を採らせていただきますけども、

意見なし

委員長 では、協議案件として取り上げるということでもよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、先ほど言ったように他市の事例を皆さん方にお示しするという事で、よろしくお願いをいたします。

続きまして、先日の全員協議会の中で、議長より関連質問の運用の明確化についてを協議案件としていただきたいとの発言がございました。

この件については、再度、議長より説明をお願いしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

議長 先日もお話いたしましたけれども、6月議会で関連質問における議事運営につきまして、疑義がある旨の御意見をお伺いしました。議長としましては、申合せに記載のとおり、1人、1問、5分以内の範囲内で議事運営をしたつもりでございましたが、この解釈に相違があったということだと思います。

つきましては、全議員同じ認識の下で運営するべきと考えておりますので、確認の意味も含め、一度、全議員で協議し、明確にしていきたいと思いますと思っております。

議題として出させていただきましたけれども、この関連質問の必要性も含めて、いま一度、検討していただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

意（13） その疑義の内容をまず知りたいので、文書で多分出てると思いますので、iPadのほうに上げてください。

委員長 議会改革とは関係ない話ですので。だから議長に直接言っていただいて。ここで言う話ではないです。

「今せっかく言ってくれたから…言っているんです。議長、どうですか。」と発声するものあり。

委員長 いやそういう議論をする場じゃないですから、後で議長と二人でやってください。

それでは、今議長のほうからお話がありましたけれども、関連質問の運用の明確化について、それと最後におっしゃってございました必要性も含めてということを入れて、議題として上げていくということにしてよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、関連質問の運用の明確化についてを今年度の協議案件とすることに決定させ

...

13 番、倉田委員。

意 (13) いや、ここでやるってことですよね、議会改革で、今の話だと。であれば、やはりどういう疑義なのか分からなければ、私はそれは賛成できません。全然分かりません。どういう疑義なのか全く分かりませんので、ちゃんときちんとそれを説明していただいた上で検討したいと思います。

委員長 先ほど議長説明しましたよね。取扱いについて疑義が生じたようだったのでということをおっしゃってましたよね。

「どういう疑義なのか分からなければ、何について議論するか分かりません。」と発声するものあり。

委員長 関連質問についてです。

「だから関連質問についての何。」と発声するものあり。

委員長 関連質問の 1 人、1 問、5 分以内というのに対しての解釈の仕方が違うんじゃないかということを言われましたよね。

「だからどう違うの。全然今までどおりで問題ないと思いますので、私は必要ないと思います。」と発声するものあり。

委員長 だからそれはあなたの意見ですから、あなたの意見で言えばいいですけども。だから、疑義を説明しても必要ないと思ってるわけでしょ。だったらそれ言う必要ないじゃないですか。

意 (13) だから具体的にどういう疑義なのか分からなければ、何が問題だったのか分からないので、それを検討するかどうかについても私分かりません、それが必要なかどうか。どういう疑義なのか分かりません。だから i P a d に上げていただいた上で、それが検討が必要なのかどうか考えたいと思いますって言ってるんですよ。

ですから、私は今の状況では検討するかどうか分かりません。そういう検討したほうがいいの

かどうか分かりません。それが私の答えです。

意（11） 今、議長のほうから関連質問についての今後の在り方について検討してほしいということで、議会改革のほうで取り上げてほしいという旨の発言だと思いますので、これも賛否採るなら、これを議題に上げるかどうか、今後の議題にするかどうか、賛否採ったらどうでしょうか。

意（13） いや、ここ全員いるんだから、誰が疑義を上げたのか、文書を上げたのか、口頭で上げたのかなんなのか説明していただければいいんじゃないですか。どなたですか。ぜひ説明してください。そうしなければ、私も何とも言えませんので、それは検討するものか。私は今のところ特に検討する必要はないと思っているので。それが疑義があるというなら、どの部分が何が疑義があるのか教えてください。

委員長 御自身検討する必要があるという意見で、それでもいいです。分かりましたから。今、自分で言ったじゃないですか。

不規則発言あり

委員長 それでは…

13 番、倉田委員。

意（13） 委員長が取り上げるっていうことは、どなたからどういう内容の疑義があったかっていうことを聞いているわけですよね、ここでやるっていうことは。

委員長 話、聞いてましたか。

意（13） 文書も出てないってことですよ。

委員長 全員協議会の中で、議長が言われたでしょう。

だからここで取り扱ってほしいという話を全員協議会で言ったんですよ、この委員会じゃないですよ。

意（13） けどここで今取り扱うどうかを決めますって言ってるわけだから、私はどういう疑義なのか分からなければ、私は検討するかどうか分かりませんって言ってるから、ここに全員いるんだから、どなたがどういう形で誰にどう疑義を出したのかを明確にまずしてくださいって言ってるんです。その内容次第では、私はそれは検討、そうですね、検討する課題ですねと言えば検討します、それは。

委員長 先ほど議長もお話がありましたし、全協のところでもあったと思いますけれども、1 人、

1 問、5 分以内の解釈の仕方が議員の中で共有されていないんじゃないかというのが、議長の思っている疑義なんですよ。

不規則発言あり

委員長 不規則発言は、やめてください。

だから、関連質問についての運用の明確化について、もう一回ここで話をしてくれということと言われとるんです。

最後には、その関連質問自体の必要性も含めて議論をしてほしいということと言われたんですけども。ここで取り上げることに對して…

13 番、倉田委員。

意 (13) 今の話でいくと、議会改革特別委員長である北川議員は、議長から口頭でそれを言われ、それでここで取り上げて今から決めるっていうことですね。

特に何か文書でこういう文書がありましたよとか、こういう内容でしたっていう疑義の内容については聞いてるんですか、聞いてないんですか、どうなんですか。そこだけはっきりしてください。

委員長 今言ったとおりですよ、私が。説明したとおり、全員協議会の場とそれから今日この場で議長が言われたことじゃないですか。

不規則発言あり

委員長 それでは、関連質問の必要性を含め運用の明確化についてをテーマとすることに対して、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

「私は異議あり。」と発声するものあり。

委員長 それでは、採決させていただきます。

テーマとすることに対しまして、賛成の方の挙手をお願いします。

賛成者挙手

委員長 挙手多数ですね。

それでは、必要性を含めて関連質問の運用の明確化についてを協議案件とさせていただきます。

それでは、この件に関しましては、関連質問を行う目的も確認して運用の見直しや必要性を含めて協議をしていくということで進めていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまこれで2件の協議案件が今年度の内容として決定をしましたけれども、ほかに今年度協議したい案件がありましたら、御発言をお願いいたします。

意（11） もう一つ追加で提案したいと思います。

この6月1日で閉庁が4時になったということによって、6月議会を見ておりますと、一般質問ですね、一般質問の時間がどうしても4時を過ぎてしまう。そのことによって、傍聴者の方に御不便をかける、退庁のときですね、あるいは我々もやっぱり出口が一個になってしまって少し迷うというところがありますので。

ここからは提案ですけれども、今、二日制の一般質問の日程を取っておりますけれども、3日の日程は取れないかというところであります。

具体的に言いますと、午前2人、午後2人で、3日取れば12人ということで、大方6月でいきますと10人だったですかね、一般質問、11人かなということであったと思いますので、この3日を日程に取っていただいて、もし2日で終わるようであれば2日で3日目を閉会というような提案ですけれども。

一度、この議会改革のほうで一般質問の日程を3日にするという提案をさせていただきたいので、これも議題に上げていただければと思います。時間がないといいますが、6月はそうだったんで、9月がもし同じようなことになるということを想定するならば、早くこれも決めていただいて、できれば9月から実施できればというふうに考えておりますので、議題として取り上げていただけるようお願いいたします。

委員長 ただいま提案のありました件につきましては、質疑、意見等がございましたら。

意見なし

委員長 ありませんか。

それでは、協議案件のテーマとして上げることに對して、御了承いただけますか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議ありませんので、一般質問の日程についてを協議案件とさせていただきます。

これは当局側の問題もあると思いますし、細かなルールをどういうふうにしていくのかということもあると思いますので。また早めの日程で進めていかないと、9月定例会、あと3回、9月、12月、それから3月と3回ありますので、できるだけ早く進めていくということにさせていただきますと思います。

今、ここで何か御意見をお持ちの方いらっしゃいますか。

特別なければ…

13番、倉田委員。

意(13) 簡単なことでここで決めることじゃないかもしれませんが、二つございます。

まず一点目は、議会会議中に事務局が今お茶出しをしてると思うんですけど、それは本当にやめていただくように議会としてしていくという方針と、もう一つは政務活動費についてなんですけど、政務活動費はやはり会派で会計も置いて、やはり条例、規則上、会派がきちんとそれは会計報告をするということになっているので、今、通帳を事務局が預かっていろいろ手続とかされていますけど、やはりそれは会派が責任を持ってやるという方針で変えていただきたいと思います。以上です。

委員長 それは何なんですか、今の。それはどなたに言ってる話ですか。ここで協議をしてくれてことですか。

不規則発言あり

意(13) どこで話し合えばよろしいでしょうか。ぜひ、そこをお願いいたします。

委員長 もう各派代表者会だよね。議会改革ではないもん、内容は。

意(13) じゃあ、各派代表者会議で、ぜひ議長お願いいたします。

委員長 各派代表者会で発言して、議長に取り上げてくれと言えいいと思いますけれども。

意(11) ルールが決まっていると思いますので、それは各会派でルールに従ってやるべきと思

いますので。もしやれてないようであれば、改めさせていただいてルールに従っていきたいと思っています。だから、あえてここで議論する必要はないかなと思っています。

「じゃあ、もうやめるってことですね。」と発声するものあり。

委員長 13 番、倉田委員。

意 (13) じゃあ、もう市政クラブさんは、事務局に通帳とか預けたり、いろいろお金の出し入れ、それから会計報告も…

委員長 倉田委員に申し上げますけども、ここで議論することじゃありませんので。

不規則発言あり

委員長 場所をわきまえてやってください。議事進行の妨げとなっております。

それでは、今年度の協議案件については、一つ、代表質問の導入について、一つ、関連質問の運用の明確化、必要性も含めて運用の明確化について、一つ、一般質問の日程について、以上3件を協議案件として3件同時に進めさせていただきますので、御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、今日の案件は終わりますけれども、次回の議会改革特別委員会の日程を決めさせていただきますんですが。

1つは7月29日、水曜日。これ全員協議会が予定されておるとおもいますが、その終了後、いかがでしょうか。

(委員間で日程調整)

委員長 よろしいですかね。

それから、次が少し先になりますけども、お盆過ぎた8月19日の水曜日、どうでしょうか。

(委員間で日程調整)

委員長 それでは、7月29日、8月19日を決定させていただきますので、よろしくお願いいたします。

代表質問の件は、資料がまとまり次第、皆様方に配付するような形を取らせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日の案件は全て終了となりました。

以上をもって、議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前10時57分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長